

平成 30 年 1 月 16 日

株主各位

東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
セブンスピーズホールディングス株式会社
代表取締役 藤堂裕隆

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 12 月 26 日（火曜日）開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割り当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 1 月 31 日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 6,000,000 株から 28,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 3 月上旬以降にお届出のご住所にお送りする予定でございます。
2. 平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
4. 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
電話 0 1 2 0 - 2 8 8 - 3 2 4（フリーダイヤル）